

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
弘前市準備委員会第2回常任委員会及び第2回総会

別冊資料



日時：令和5年8月18日（金）

場所：弘前市文化センター2階小ホール

大会マスコットキャラクター「アップリート君」

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市準備委員会第2回常任委員会及び第2回総会別冊資料

資料1：第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催推進総合計画	・・・ 1
資料2：第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会専門委員会規程	・・・ 5
資料3：各種基本計画（総務企画専門委員会）	・・・ 7
資料4：各種基本計画（競技式典専門委員会）	・・・ 13
資料5：各種基本計画（宿泊衛生専門委員会）	・・・ 17
資料6：各種基本計画（輸送交通専門委員会）	・・・ 20
資料7：第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会会則	・・・ 23
資料8：第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会委員等名簿	・・・ 27
資料9：第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	・・・ 30
資料10：第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催方針	・・・ 31

第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会
弘前市開催推進総合計画

1 趣旨

第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、市民総参加の取り組みにより「健康都市弘前」と「共生社会」の実現や、本市の魅力を全国に発信し、地域振興につなげ、心に残る魅力ある大会を目指し、弘前市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進項目

(1) 総務企画関係

① 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ契機とするとともに、市民の力を結集し、地域の活性化につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

② 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力ある大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

③ 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高め、計画的かつ効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に向けて発信する。

④ 市民協働

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で、創意工夫をこらし、大会を盛り上げることにより、市民協働のまちづくりの推進を図る。

⑤ 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の自然、歴史、文化等の魅力を発信し、触れていただくことで、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技式典関係

① 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

② 式典

県等と十分に協議し、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、本市の特色

【別冊資料 1】

を生かした式典とする。

③ 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努める。

(3) 宿泊衛生関係

① 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

② 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保しながら、快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

① 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

② 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

3 年次計画

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

(別表) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度 (5年前) 三重県 (中止)	令和4年度 (4年前) 栃木県	令和5年度 (3年前) 鹿児島県	令和6年度 (2年前) 佐賀県	令和7年度 (1年前) 滋賀県	令和8年度 (開催年)
市体制・主要行事		国スポ・障スポ 準備室設置	日本スポーツ協会・ 文部科学省総合観察 大会開催・会期決定		中央競技団体 最終観察 リハーサル大会開催	第80回国民スポーツ 大会開催 第25回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織		準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催	準備委員会第2回総 会・実行委員会第1 回総会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催	実行委員会 第2回総会開催	実行委員会 第3回総会開催	実行委員会 第4回総会開催
総務企画 ①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整			
	開催推進総合計画 策定・進捗管理					
	リハーサル大会 開催経費検討		協賛金取扱 要項策定	大会運営 ガイドライン策定 協賛の推進	大会実施本部 運営マニュアル作成	
	開催経費検討			リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算	開催経費 予算編成 開催経費 予算執行・決算
				識別用品 整備要項策定 遺失物・拾得物 取扱要項策定 保険加入要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備 リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱実施 リハーサル大会 保険加入	識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 保険加入
③広報			広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 大会報告書編成 方針決定	実行委員会ホーム ページ開設・運営		大会報告書作成
④市民協働			市民協働 基本計画策定 ボランティア募集 要項策定	市民協働の推進 リハーサル大会ボラ ンティア業務計画策定 ボランティア募集	ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集・ 研修会開催 リハーサル大会ボラ ンティア配置	ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし				観光・おもてなし 実施要領策定 案内所 設置要項策定 休憩所等 設置要項策定 売店設置要項策定 歓迎装飾 実施要項策定	ガイドブック・観光 ガイドマップ作成 リハーサル大会 案内所設置 リハーサル大会 休憩所等設置 リハーサル大会 売店設置 リハーサル大会 歓迎装飾実施	ガイドブック・観光 ガイドマップ配布 案内所設置 休憩所等設置 売店設置 歓迎装飾実施

第5回実行委員会総会(解散総会)
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催
大会決算書
大会報告書

(別表) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度 (5年前) 三重県 (中止)	令和4年度 (4年前) 栃木県	令和5年度 (3年前) 鹿児島県	令和6年度 (2年前) 佐賀県	令和7年度 (1年前) 滋賀県	令和8年度 (開催年)
競技式典専門委員会	競技用具 整備計画策定調査 競技役員等 編成 (案) 検討 競技会係員・補助員 編成 (案) 検討 リハーサル大会 実施検討 デモスポ 開催競技選定【県】		競技運営 基本計画策定 競技用具 整備計画策定	競技別実施計画策定 競技用具整備	競技別実施要項策定	競技別 プログラム作成 競技役員等編成 決定・委嘱 競技会係員・補助員 編成決定・養成 競技会係員・補助員 の委嘱 デモスポ 実施要項策定 デモスポ 実施 情報通信 基本計画策定 情報通信業務 実施要領策定 臨時通信施設 架設設置
	②式典		式典基本計画策定	式典実施要項作成		各競技会 開始式・表彰式実施
	③施設		競技施設整備の実施	施設整備 基本計画策定	リハーサル大会会場 設営仕様書作成 リハーサル大会 会場設営 会場設営仕様書作成	リハーサル大会 会場設営 会場設営
宿泊衛生専門委員会	①宿泊	仮配宿 シミュレーション	宿泊基本計画策定	宿泊要項作成 弁当調達要項作成	宿泊要項作成 リハ大会 弁当調達実施	宿泊本部設置 配宿実施 弁当調達実施
	②医事・衛生		医事・衛生 基本計画策定 医療救護要項策定 感染対策要項策定 食品衛生 対策要項策定 環境衛生 対策要項策定	医療救護実施 マニュアル策定 リハーサル大会救護 所設置計画策定 感染対策実施 マニュアル策定 食品衛生対策実施 マニュアル策定 環境衛生対策実施 マニュアル策定	救護所設置計画策定 リハーサル大会 救護所設置 廃棄物処理計画策定	救護所設置 医事衛生本部設置 廃棄物処理実施
輸送交通専門委員会	①輸送・交通		輸送・交通 基本計画策定 輸送・交通 実施要項策定 計画輸送 シミュレーション 輸送計画調査 駐車場等調査	リハ大会 輸送計画作成	リハ大会 輸送計画実施 輸送計画作成	輸送本部設置
	①警備・消防		警備・消防 基本計画策定	警備・消防業務 実施要項策定 リハーサル大会 警備・消防計画策定	警備・消防計画策定 リハーサル大会 警備・消防本部設置	警備・消防 本部設置

第5回実行委員会総会(解散総会)
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催
大会決算書
大会報告書

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
弘前市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則（令和4年8月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

【別冊資料2】

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

【別冊資料3】第1回総務企画専門委員会付託事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市広報基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）の広報活動を推進するため、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、大会に対する市民の関心や参加意欲を高め、計画的かつ効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に向けて発信する。

2 内容

(1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

ア 愛称・スローガン等の活用及び普及

イ マスコットキャラクターの活用及び普及

ウ イメージソング「翔ける未来へ」の活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報物品を作成し、大会開催を広く周知する。

ア ポスター、パンフレット等の作成

イ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載

ウ 広報・啓発用ノベルティグッズの作成

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信

イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

ウ さまざまな広報媒体の活用

(4) イベント等による広報

【別冊資料3】第1回総務企画専門委員会付託事項

広報・啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 広報・啓発イベントの開催

イ 県、市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会の開催を周知するとともに、選手・監督をはじめとする来訪者を歓迎する。

ア 広告看板、歓迎看板等の設置

イ 横断幕、懸垂幕等の設置

ウ 案内板、カウントダウンボード等の設置

【別冊資料3】第1回総務企画専門委員会付託事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市市民協働基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）の成功に向け、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で、創意工夫をこらし、大会を盛り上げることにより、市民協働によるまちづくりの推進を図る。

2 内容

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に関わり、喜びと感動を共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ 大会関連イベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な応対
- イ 高齢者や障がい者へ思いやりのある応対
- ウ 安心安全な子供たちの見守り

(3) スポーツに親しむ契機に結びつく大会

市民が様々な形で大会に関わり、生涯にわたってスポーツに親しむきっかけとなる大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

【別冊資料3】第1回総務企画専門委員会付託事項

(4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

- ア 本市の魅力の情報発信
- イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(5) スポーツを通じたSDGsの推進に寄与する大会

環境に配慮した取り組み等により、環境に優しい大会とする。

- ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施
- イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底や減量化の推進
- ウ マイカーの利用自粛や公共交通機関の利用促進と徒歩や自転車の活用

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市観光・おもてなし基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における観光・おもてなしについては、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の自然、歴史、文化等の魅力を発信し、触れていただくことで、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 接遇意識の高揚

全国から本市を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えし、心のこもったおもてなしを提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進する。

(2) 案内所の設置

全国から本市を訪れる人の利便性向上を図るとともに、競技会場、駅等へ案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供する。

(3) 休憩所等の設置

全国から本市を訪れる人の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナー等を設置する。

(4) 売店等の設置

全国から本市を訪れる人の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

(5) 歓迎装飾の実施

【第3号議案】

全国から本市を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えするとともに、大会の開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、駅等に歓迎装飾を行う。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市競技運営基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、本市で開催される国民スポーツ大会の競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と緊密に連携し、円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど計画的かつ効率的に整備する。

2 内容

(1) 競技会の運営

県等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県等と緊密な連携を図りながら、必要な人員確保及び適正な配置を行う。

(3) 競技会場および練習会場の確保等

既存施設を有効に活用し、県等及び施設管理者と十分協議のうえ、競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的な会場の確保及び整備に努める。

(4) 競技用具の整備

現有する競技用具を活用し、県等及び施設管理者と十分協議のうえ、不備・不足する競技用具については、計画的かつ効率的に整備を行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報について、県等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

競技会運営能力の向上を図るとともに、大会に対する市民の気運醸成を図るため、

【別冊資料4】第1回競技式典専門委員会付託事項

県等と協力して、競技別リハーサル大会を開催する。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市施設整備基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」における国民スポーツ大会の競技会の施設の整備については、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めるとともに、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者（以下「県等」という。）と十分協議のうえ、出来る限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県等と十分協議のうえ、出来る限り既存施設を有効活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県等と十分協議のうえ整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

休憩所や仮設トイレ等を整備する場合において、仮設給排水設備が必要と認められる箇所については、施設管理者等と十分協議のうえ整備する。

【別冊資料4】第1回競技式典専門委員会付託事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市式典基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、本市で開催する式典については、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係団体及び関係機関等（以下「県等」という。）と十分に協議し、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、本市の特色を生かした式典とする。

2 内容

（1）開始式

県等と協議し、開始式を実施する場合は、選手等の負担にならないよう配慮するとともに、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

（2）表彰式

県等と協議、協力して実施するものとし、選手の健闘を心から称えるとともに、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々が喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしい表彰式とする。

（3）音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、出来る限り簡素化に努める。

【別冊資料5】第1回宿泊衛生専門委員会付託事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市宿泊基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

- ア 大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

【別冊資料5】第1回宿泊衛生専門委員会付託事項

イ 弁当の提供は、業務遂行能力及び衛生管理能力のある弁当調製事業者を選定の上、適正に発注・搬入等を行う。

【別冊資料5】第1回宿泊衛生専門委員会付託事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市医事・衛生基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下、「大会」という。）の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、大会に関わる全ての方々の健康を確保しながら、快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、また、そのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

（3）食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の衛生管理体制を整える。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関及び関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎及び競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
弘前市輸送・交通基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下、「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 全国輸送

輸送に当たっては、既存の公共交通機関を利用し、料金は原則として自己負担とする。また、各都道府県出発地から宿泊地までは基本的に自由集合・自由解散とする。

イ 会場地等輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町村間の輸送

他市町村と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町村と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
弘前市警備・消防基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下、「大会」という。）における警備・消防防災業務については、「弘前市開催推進総合計画」に基づき、競技会場その他大会関係施設（以下、「競技会場等」という。）における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関（以下、「関係機関等」という。）と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 内容

(1) 警備対策

- ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。
- イ 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防対策

- ア 競技会場等における火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、消防その他関係機関等と連携を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

弘前市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

警備・消防業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会において、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 弘前市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

【別冊資料7】

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

【別冊資料 7】

- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
- 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがな

【別冊資料7】

いとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年8月23日から施行する。
- 2 準備委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会
弘前市準備委員会委員等名簿

No	準備委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
1	会長	市関係	弘前市	市長	櫻田 宏
2	副会長	スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	会長	春藤 英徳
3	副会長	産業・経済関係	弘前商工会議所	会頭	今井 高志
4	副会長	医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長	島 浩之
5	副会長	市関係	弘前市教育委員会	教育長	吉田 健
6	副会長	市関係	弘前市	副市長	出崎 和夫
7	常任委員	競技団体	青森県体操協会	会長	西村 幸治郎
8	常任委員	競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
9	常任委員	競技団体	青森県弓道連盟	会長	工藤 誠一
10	常任委員	競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	寺澤 良悦
11	常任委員	競技団体	青森県空手道連盟	会長	大島 理森
12	常任委員	競技団体	青森県クレ射撃協会	会長	相馬 正
13	常任委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟	会長	工藤 清彦
14	常任委員	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齋藤 誠
15	常任委員	競技団体	青森県ボッチャ協会	代表理事	福沢 和彦
16	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟体操専門部	部長	山上 猛美
17	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	部長	杉森 晋
18	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟弓道専門部	部長	下山 敦史
19	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟空手道専門部	部長	三和 聖徳
20	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進審議会	会長	田澤 昭次郎
21	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進委員協議会	会長	井澤 隆昭
22	常任委員	スポーツ関係	弘前地区中学校体育連盟	会長	小笠原 恭史
23	常任委員	学校・教育関係	弘前地区小学校長会	理事	沢田 明伸
24	常任委員	学校・教育関係	弘前市中学校長会	会長	木村 憲夫
25	常任委員	学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	会長	古川 浩樹
26	常任委員	学校・教育関係	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会弘前地区支部	支部長	山田 司
27	常任委員	産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
28	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	会長	三上 千春
29	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	会長	齊藤 爾
30	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
31	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	会長	熊谷 孝志
32	常任委員	輸送・交通関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
33	常任委員	輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	下山 清司
34	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦
35	常任委員	医療・福祉関係	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	森山 正
36	常任委員	医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	支部長	宇野 美和子
37	常任委員	市民・各種団体	弘前市町会連合会	会長	小山 三千雄
38	常任委員				
39	常任委員	市関係	弘前市	福祉部長	秋元 哲
40	監事	産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二
41	監事	市関係	弘前市	会計管理者	菅野 昌子
42	委員	競技団体	弘前体操連盟	会長	川村 敬
43	委員	競技団体	弘前市ソフトボール協会	会長	須郷 紘輔
44	委員	競技団体	弘前弓道会	会長	成田 王仁
45	委員	競技団体	弘前市空手協会	理事長	対馬 利光

No	準備委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
46	委員	競技団体	一般社団法人弘前射撃協会	会長	上谷 眞一
47	委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟弘前地区	会長	白濱 卯
48	委員	スポーツ関係	特定非営利活動法人ひろさきレクリエーション協会	会長	薬師山 正人
49	委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ少年団	本部長	小山内 修
50	委員	学校・教育関係	弘前市保育研究会	会長	藤田 俊彦
51	委員	学校・教育関係	弘前私立幼稚園連合会	会長	秋元 信行
52	委員	学校・教育関係	青森県高等学校PTA連合会中南地区協議会	会長	羽賀 克順
53	委員	学校・教育関係	弘前市連合父母と教師の会	会長	小山内 明
54	委員	学校・教育関係	東奥義塾中学校高等学校	校長	コルドウェル ジョン
55	委員	学校・教育関係	弘前学院聖愛中学高等学校	校長	山上 猛美
56	委員	学校・教育関係	柴田学園大学附属柴田学園高等学校	校長	荒城 英子
57	委員	学校・教育関係	弘前東高等学校	校長	虻川 昭吾
58	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第一養護学校	校長	佐藤 忠全
59	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第二養護学校	校長	石戸谷 恒鋭
60	委員	学校・教育関係	弘前大学教育学部附属特別支援学校	校長	川口 晃世
61	委員	学校・教育関係	国立大学法人弘前大学	学長	福田 眞作
62	委員	学校・教育関係	弘前学院大学	学長	藁科 勝之
63	委員	学校・教育関係	弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部	学長	下田 肇
64	委員	学校・教育関係	柴田学園大学	学長代行	荒城 英子
65	委員	学校・教育関係	柴田学園大学短期大学部	学長	島内 智秋
66	委員	産業・経済関係	一般社団法人弘前青年会議所	理事長	下山 千嘉
67	委員	産業・経済関係	つがる弘前農業協同組合	代表理事組合長	天内 正博
68	委員	産業・経済関係	相馬村農業協同組合	代表理事組合長	大場 勉
69	委員	産業・経済関係	津軽みらい農業協同組合石川基幹支店	基幹支店長	工藤 浩一
70	委員	産業・経済関係	弘前建設業協会	副協会長	松下 覚
71	委員	産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	理事長	高野 悟
72	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前料理飲食業組合	理事長	板垣 重敏
73	委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長	佐藤 史枝
74	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前食品衛生協会	会長	菊地 浩
75	委員	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前統括センター	所長	田口 義則
76	委員	輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	代表取締役社長	成田 敏
77	委員	輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
78	委員	医療・福祉関係	弘前大学医学部附属病院	病院長	袴田 健一
79	委員	医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	院長	大熊 洋揮
80	委員	医療・福祉関係	津軽保健生活協同組合健生病院	病院長	竹内 一仁
81	委員	医療・福祉関係	弘前地区心身障害児者父母の会連合会	副会長	大高 義昭
82	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	理事	松山 貴紀
83	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔
84	委員	医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
85	委員	市民・各種団体	弘前市老人クラブ連合会	会長	八木橋 喜代治
86	委員	市民・各種団体	弘前地区防犯協会	会長	櫻田 宏
87	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	菊池 勲
88	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	川村 悟
89	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	安藤 晴美
90	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	齊藤 爾
91	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	谷川 政人
92	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	鶴賀谷 貴
93	顧問	市議会	弘前市議会	議長	尾崎 寿一

No	準備委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
94	顧問	市議会	弘前市議会	副議長	工藤 光志
95	参与	市関係	弘前市教育委員会	教育長職務代理者	日景 弥生
96	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	柿崎 良樹
97	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	齋藤 由紀子
98	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	村谷 要
99	参与	国・県関係	東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	出張所長	木村 勇司
100	参与	国・県関係	陸上自衛隊弘前駐屯地	弘前駐屯地司令	萱沼 文洋
101	参与	国・県関係	中南地域県民局	局長	井沼 広美
102	参与	国・県関係	弘前警察署	署長	半澤 一人
103	参与	報道関係	株式会社東奥日報社弘前支社	執行役員支社長	木村 宏
104	参与	報道関係	株式会社陸奥新報社	代表取締役	三上 知見
105	参与	報道関係	株式会社朝日新聞青森総局	総局長	伊藤 唯行
106	参与	報道関係	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	遠山 和彦
107	参与	報道関係	株式会社読売新聞東京本社弘前支局	支局長	安永 真人
108	参与	報道関係	日本放送協会青森放送局弘前支局	支局長	中村 円香
109	参与	報道関係	青森放送株式会社弘前支社	支社長	佐々木 嘉彦
110	参与	報道関係	株式会社青森テレビ	弘前支社支社長	成田 克彦
111	参与	報道関係	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長	増田 周治
112	参与	報道関係	アップルウェブ株式会社	代表取締役社長	一戸 勝美
113	参与	報道関係	株式会社津軽新報社	代表取締役	北山 正之
114	参与	報道関係	株式会社河北新報社青森総局	総局長	古関 良行
115	参与	報道関係	株式会社デーリー東北新聞社	青森支社長	荒津内 寿
116	参与	報道関係	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	伊藤 敏克
117	参与	報道関係	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	檜森 史朗
118	参与	報道関係	株式会社時事通信社青森支局	支局長	落水 浩樹

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
弘前市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報、市民協働及び歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通及び警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催基本方針

1 基本方針

本市は、藩政時代以来の城下町であり、日本一の桜の名所である弘前公園をはじめ、多くの歴史的建造物、世界文化遺産の大森勝山遺跡のほか、秀峰岩木山をはじめとする豊かな自然、風情のある温泉や種々の郷土料理、そして日本一の生産量を誇るりんごなど、地域資源に恵まれた豊かなまちです。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会は、スポーツの普及・振興と市勢発展並びに共生社会の実現につながるものであり、本市の恵まれた自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に発信する絶好の機会でもあります。

両大会の開催に向けた市民一体となった取り組みにより、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「みんなで創り みんなをつなぐ あずましりんご色のまち」の実現につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) 健康都市弘前を推進する大会

大会開催を契機とし、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツをする習慣の定着につなげ「健康都市弘前」の実現を目指します。

(2) スポーツの「ちから」でみんながともに支えあう大会

スポーツの持つ様々な「ちから」によって、子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが生き生きとした生活を送ることができ、互いに支え合う「共生社会」の実現によって、市民が輝く大会を目指します。

(3) 市民総参加でつくり、オール弘前を推進する大会

大会開催が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者等の様々な主体による大会準備・運営を進め、オール弘前体制で臨み、スポーツ振興と地域活性化を推進する大会を目指します。

(4) 弘前の魅力を全国へ発信し、地域振興につなげる大会

大会運営やおもてなしをきっかけとして、自然、歴史、文化、食など、弘前の魅力を、全国にアピールする大会を目指します。